

東京都子供・子育て会議
第14回全体会議
議事録

1 日時 平成31年2月5日(火) 14時00分～15時58分

2 場所 都庁第二本庁舎 42階 特別会議室A

3 次第

1 開会

2 報告事項

(1) 東京都の計画及び平成31年度予算案について

(2) その他

3 検討事項

(1) 第二期東京都子供・子育て支援総合計画の検討について

(2) 「子供の貧困対策の推進」評価のための指標等について

4 その他

5 閉会

4 出席委員

柏女会長、松原副会長、内野委員、小野委員、河村委員、城所委員、小山委員、今野委員、市東委員、篠原委員、福元委員、星委員、矢島委員、山内委員、横田委員、吉岡委員、吉田委員、齋藤委員、清水委員

5 配付資料

資料1 東京都子供・子育て会議委員名簿

資料2 東京都子供・子育て会議行政側名簿

資料3 東京都の子供・子育て支援に係る計画の理念・視点・目標等

資料4 子供・子育て支援総合計画改定に向けた会議開催スケジュール(予定)

資料5 「子供の貧困対策の推進」評価のための指標及びグラフデータ(案)

参考1 子育て安心プランを踏まえた基本指針の改正

参考2 「東京都子供・子育て支援総合計画」の概要と主な事業の実績(平成29年度末)第13回会議資料一部更新版)

参考3 「東京都子供・子育て支援総合計画」のうち、目標を掲げている事業の進捗状況(第13回会議資料一部更新版)

参考4 「東京都子供・子育て支援総合計画」進捗状況一覧(第13回会議資料一部更新版)

参考5 社会的養育推進計画の策定に向けて(平成31年1月東京都児童福祉審議会資料)

- 参考6 東京都子供・子育て支援総合計画 中間評価のための評価項目・アウトカム（平成28年度決定）
- 参考7 評価指標に係るグラフデータ（第13回会議資料一部更新版）
- 参考8 「3つのシティ」の実現に向けた政策の強化（2019年度）～2020年に向けた実行プラン～（一部抜粋）
- 参考9 平成31年度東京都予算案（一部抜粋）
- 参考10 幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針概要（平成30年12月）
- 参考11 児童相談体制の強化に向けた都の取組（平成31年1月）
- 参考12 新・放課後子ども総合プラン（平成30年9月）概要
（パンフレット）「子育て支援員に転身！ テンシン！！」
（パンフレット）「おかえり保育士」

開 会

午後 2 時 0 0 分

○園尾福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 それでは、お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから第 1 4 回「東京都子供・子育て会議」を開催いたします。

私は、本部会の書記を務めます福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長の園尾でございます。引き続き、どうぞよろしく願いいたします。着座にて、失礼いたします。

それでは、お手元の配付資料の御確認をお願いいたします。

資料の 1 枚目の次第に配付資料の一覧を記載してございます。

資料 1～5 までと、参考資料 1～参考 1 2 まで、また 2 種類のパンフレットを御用意しております。万一、資料等の不足がございましたら、お気づきになられた際に挙手をいただきましたら事務局で対応させていただきます。

続きまして、資料 1 によりまして会議委員の御紹介をさせていただきます。

連合東京の久保委員にかわり、星委員に御就任いただいております。

○星委員 初めまして。連合東京の星と申します。どうぞよろしく願いいたします。

私は、労働者の代表ということで今回参加させていただいておりますが、普段は電機連合に加盟しております富士通グループの労働組合で執行委員長を務めております。どうぞよろしく願いいたします。

○園尾福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 よろしく願いいたします。

本日の出欠状況でございますが、河邊副会長、安念委員、伊東委員、桶田委員、清原委員、杉崎委員、須藤委員、成澤委員、正木委員、加藤委員におかれましては、所用により御欠席でございます。

全体会議委員 2 9 名中 1 9 名の御出席をいただいております、定足数を満たしておりますことを御報告させていただきます。

次に、東京都の事務局でございますが、資料 2 の行政側名簿をもちまして紹介とさせていただきます。

なお、この会議は公開であり、配付資料、議事録につきましては後日ホームページで公開することを申し添えます。

また、御発言の際には、右側のマイクスイッチを押していただいておりますよう、よろしく願いいたします。

それでは、この後の議事進行は柏女会長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○柏女会長 皆様、こんにちは。久方ぶりの開催という形になりますけれども、いよいよ今日が第 2 期の計画のキックオフという形になるかと思っております。

計画の中間見直しが行われて、そして貧困対策等が明確に織り込まれる形になりましたので、それらを受けて第2期計画はより幅広いものになっていくかと思います。今日は、全体会としてその議論も行ってまいりたいと思いますので、忌憚のない御意見をたくさん頂戴できればと思っております。

今日は、報告事項と検討事項がございます。次第に沿って、報告事項として事務局から東京都の来年度予算案などの説明をいただきたいと思っております。そして、後半にまとめて委員の皆様方から今、申し上げましたように御意見、御質問を頂戴する時間をとりたいと思っておりますので、最初に報告があった時点での御質問がもしある場合は、あらかじめ確認すべき点に限定させていただければと思っております。できるだけ御意見を頂戴する時間をたくさんとりたいと思っておりますので、そのようにお願いしたいと思います。

それでは、報告事項について事務局から説明をまずお願いいたします。

○新倉福祉保健局少子社会対策部計画課長 まず、私、少子社会対策部計画課長から説明させていただきます。資料は、参考8をご覧くださいと思います。参考をつづつてある、左上でホチキスどめをしてある資料でございます。

「「3つのシティ」の実現に向けた政策の強化 - 2020年に向けた実行プラン」、子供分野の施策を一部抜粋したものでございます。こちらは、2020年に向けました施策展開について記載した都の計画でございます。具体の取り組みについては、次に予算の資料をつけてございますので、そちらで御説明したいと思います。

恐縮ですが、参考9の資料をご覧くださいと思います。こちらが、「平成31年度東京都予算案」の概要、同じく子供分野の部分を抜粋した資料となっております。最初にありますとおり、「結婚から出産、子育てまでの切れ目ない支援」ということで、来年度390億円の予算を計上してございます。

その下に「都民」と書いてありますが、都民提案の事業でございます。「子供を持つということに対する総合的な普及啓発」ということで、新規に0.2億円の計上をしております。

その下の「不妊検査等助成」では「拡充内容」と囲みがございますが、来年度、年齢制限の緩和を行うこととしてございます。

その下の「不妊治療費助成」でございます。こちらも、拡充といたしまして所得制限の緩和をいたします。両方とも、それぞれ対象者を拡大するものでございます。

また、こちらの資料には記載はないんですけれども、このほかにお子さんの障害の有無にかかわらず全ての親子が子育てひろばを利用できるよう、広場に専門職を配置するモデル事業、ふらっとひろば事業という事業名をつけてございますが、そちらも実施する予定でございます。

資料をおめくりいただきまして、この資料のページでいうと70ページの部分をご覧くださいと思います。「待機児童解消及び多様な保育サービスの充実に向けた取組」といたしまして、来年度1,745億円の計上をしているものでございます。

下に移っていただきまして「新」と書いてあるところ、「夜間帯保育事業」でございます。深夜帯の保育、または24時間保育に取り組む認証保育所を支援ということで、新たに来年度0.6億円の予算を計上してございます。

こちらに記載はございませんが、このほかにも幼稚園における預かり保育の充実などの取り組みも進めているところでございます。

おめくりいただいて、71ページの部分でございます。上段に「幼児教育の無償化」とございます。御案内のとおり、本年10月からの開始時期にあわせまして、保育の分野では都独自に多子世帯の支援というものを実施する予定でございます。子供を2人以上持ちたいと願う方が希望どおり子供を産み育てられるよう、都独自に第2子以降の保育料負担を軽減する取り組みでございます。

また、その下の「社会的養護の充実」のところでは「新」と書いてある2つ目でございますけれども、里親委託を促進するため里親制度の普及啓発推進事業、また里親インターンシップ事業というものを新規に0.1億円計上して実施するものでございます。

非常に駆け足ですが、まず私からは以上でございます。

- 園尾福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 続きまして、保育や子育て支援に関する人材確保の取り組みについて御報告させていただきます。

お手元でございます黄色のパンフレットをご覧ください。

元気な高齢者や主婦の方など、さまざまな経験をお持ちの方に子育て支援員になっていただき、保育や子育て支援員の担い手になっていただくため、仮面ライダーでおなじみのタレント、藤岡弘さんが呼びかけるポスターや動画を作成し、昨年12月に「子育て支援員に転身！」と題してプレス発表をしております。ポスターは、区市町村を通じて公共施設への掲出をお願いしておりますほか、JR山手線、JRメトロの駅にも掲出中でございます。

また、動画は都内のスーパーのレジ前のビジョンで放映しておりまして、こちらのパンフレットの後ろにQRコードにてアクセスしていただきますと動画をご覧いただけます。本日お配りしたパンフレットは子育て支援員になるまでの解説のほか、保育所や子育てひろばなどで実際に子育て支援員として活躍している方々へのインタビューを掲載しており、さらに近日中には都内の保育、子育て事業者の皆様に子育て支援員の雇用を促すためのDVD等を送付させていただく予定でございます。

来年度は研修の受講定員をさらに拡充し、4,240名で実施予定であり、子育て支援の担い手確保が一層進むよう、引き続き取り組んでまいります。

子育て支援に関する説明は、以上でございます。

- 柳橋福祉保健局少子社会対策部保育支援課長 続きまして、私から保育士確保策、それから幼児教育の無償化について御説明します。

まず、「テンシン！」とあわせて、「おかえり保育士」というパステル調のパンフレットをお手元にお配りしているかと思えます。保育士の確保や、資質向上につきまして

は、この会議の中でもこれまでさまざまな御意見をいただいていたところでございます。今般、いわゆる潜在保育士の方の復職支援に関しますガイドブックを策定いたしましたので御報告します。

このガイドブック、「おかえり保育士」でございますが、潜在保育士の復職に役立つ求職活動のサポートや資金貸付制度などの支援策を紹介していますほか、実際に復職された保育士御本人へのインタビュー、その御家族、一緒に働く同僚の方の声も御紹介させていただいています。御参集の皆様にもさまざまなシーンで御活用、あるいは御紹介いただければ幸いです。

このガイドブックですが、都庁の案内コーナーや、飯田橋にございます東京都保育人材・保育所支援センター、それから区市町村の保育関係の窓口でも配布してございますので、どうぞ御承知おきいただければと思います。

続きまして、幼児教育の無償化、参考資料10をお開きください。横向きの資料になりまして、昨年12月28日付の「幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針の概要」というタイトルの資料になります。

先ほども少しございましたが、本年10月から開始となります幼児教育の無償化に向けまして、昨年の年末に政府の方針決定がなされましたので改めて御報告させていただきます。制度が複雑でございますことに加えて、本会議の構成員でも利用者、それから自治体、施設運営者など、それぞれの立場からかわり方が異なっているお話がございます。本日は、利用者目線での影響を中心に概要を御報告させていただきたいと思っております。

まず、資料の2の「対象者・対象範囲等」のところをご覧ください。

(1) のところでございます。今回の無償化の主な対象でございますが、3歳～5歳でございますと認可幼稚園、認可保育所、認定こども園等、「等」というのは小規模保育ですとか家庭的保育なども含まれます。そうした認可系の保育サービス、あるいは幼稚園に通うお子さんの保育料が収入にかかわらず無償化となります。厳密に申しますと、幼稚園については月額2万5700円までが無償化という整理でございます。

それから、下の「●」になります0～2歳の認可保育所などを利用するお子さんの保育料については、住民税非課税世帯のみ無償化となります。課税世帯については、今までどおりということでございます。

続いて、「(2) 幼稚園の預かり保育」でございます。幼稚園の預かり保育は、保育を必要とするという認定を受けた場合のみ、月額1万1300円まで無償化ということとなります。先ほど御紹介した2万5700円プラス1万1300円ということとなります。

次に(3)でございます「認可外保育施設等」につきましては、3～5歳は収入にかかわらず月額3万7000円まで無償化、0～2歳は住民税非課税世帯のみ月額4万2000円まで無償化となります。

次の2ページに移っていただければと思います。国は今回、認可外保育士施設も無償化の対象とすることといたしています。一方で、認可外保育施設における保育の質に対する懸念もございます。そこで、ここに記載のような保育の質の確保・向上に向けた幾つかの取り組みを国として進めるということとなっております。

続いて、「3. 財源」です。無償化の財源についてでございます。いろいろと紆余曲折ございましたけれども、最終的に負担割合として国が2分の1、都道府県及び区市町村が4分の1ずつという負担割合となっております。

続いて、「4. 就学前の障害児の発達支援」をご覧ください。特定教育・保育施設などの無償化に目が行きがちですけれども、今回あわせて障害児通園施設、3歳以降のお子さんが障害児通園施設を利用する場合、その利用料が無償となることとなっております。

非常に駆け足ですが、説明は以上でございます。実際には、今回御紹介した国制度のほかに、都や区市町村による独自の支援というものが並行して行われることがございます。開始の時期が近づいてまいりましたら、お住まいの区市町村に内容について御確認いただきますよう、関係者への御案内、御協力いただければと思います。以上でございます。

○新倉福祉保健局少子社会対策部計画課長 続きます、再び計画課長の新倉でございます。参考11の資料をご覧くださいと思います。「児童相談体制強化に向けた取組」でございます。

資料をおめくりいただきまして、2ページのところです。「児童相談所の体制強化②」ということで平成31年度、来年度の体制強化の資料でございます。来年度につきましても下の表にございますとおり、児童福祉司、児童心理司、専門課長、さらに一時保護所職員、あわせて合計65名の児童相談所職員の増員を図ることとしてございます。

こちらの規模につきましては、都庁全体ですとオリンピック・パラリンピックの準備体制の強化に伴う増員が40名ですので、それを大幅に上回る増員ということで定数の措置をしているところでございます。

ただ、児童福祉司をはじめ、まだ職員に不足がございますので、こちらにつきましても引き続き増員を図っていくこととしてございます。

次に、3ページ目をご覧くださいと思います。2番として「LINE相談の実施」でございます。昨年11月に、児童虐待防止推進月間にあわせて試行的に実施をいたしました。

「○」の3つ目に書いてございますが、相談対応件数は2週間でございましたが、全体で576件、そのうち児童相談所に対応を引き継いだものも8件ございました。今後、試行の結果の検証を行った上で来年度からの本格実施を予定しているところでございます。

少しページ飛びまして、6ページをご覧くださいと思います。5番の「区市町村の子供家庭支援センターへの支援の充実」でございます。区市町村が設置いたします子

供と家庭に関する総合相談窓口でございます「子供家庭支援センター」への新たな財政支援を始めるものでございます。

〔実施内容〕のところでございますが、まず1つ目のところ、経験豊富な職員、勤続3年以上の職員を配置する場合の財政支援、主任虐待対策ワーカーの配置の促進をしていきたいと考えております。

2点目といたしましては<要保護児童対策地域協議会の活性化>ということで、会議開催等に向けた事務職員の配置を支援するものでございます。

3点目が<地域の相談対応力の強化>ということで、平日の夕方以降、または土日における子供家庭支援センターの相談体制の確保を支援するものでございます。

飛ばしながらでございますが、以上でございます。

○原田福祉保健局少子社会対策部家庭支援課課長代理 家庭支援課課長代理の原田と申します。私からは、「新・放課後子ども総合プラン」について御説明いたします。資料の参考12をご覧ください。

「放課後子ども総合プラン」は、平成26年度に厚生労働省と文部科学省の連携のもと策定され、放課後の子供たちの安心で安全な居場所の確保を推進しているところですが、近年の女性就業率の上昇により、さらなる共働き家庭の児童数の増加が見込まれており、放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況となっております。

また、小学校内で放課後児童クラブと、放課後子供教室を行う「一体型」につきましても増加傾向にありますが、目標である1万カ所への到達は果たしていないという現状でございます。そのため、引き続き「小1の壁」と「待機児童」を解消し、全ての児童が放課後を安心・安全に過ごせるよう、昨年9月に新たなプランとして国において策定されたものです。

具体的には下の囲みをご覧くださいなのですが、放課後児童クラブについて2019年度～2021年度末までの3年間で25万人分整備することで待機児童の解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ、2023年度末までに計30万人分の受け皿を整備するという計画となっております。

また、従前のプランに引き続きまして、全ての小学校区で放課後児童クラブと「放課後子ども教室」を一体的、または連携して実施し、このうち一体型として1万カ所以上の実施を目指す。さらに、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内での実施を目指すことなどが盛り込まれております。

また、一番下の囲みになりますが、子供の主体性を尊重し、子供の健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子供の自主性、社会性のより一層の向上を図ることが今回のプランで新たに盛り込まれております。

裏面をご覧ください。裏面につきましては、新プランにおける放課後児童クラブの数値目標を図解したものとなっております。現行の「放課後子ども総合プラン」において、今年度末までに登録児童数を約30万人ふやしまして今、御説明したとおり来年度から

5年間かけてさらに30万人分の受け皿を整備するという計画になっております。

駆け足ですが、「新・放課後子ども総合プラン」につきましては以上でございます。

- 柏女会長 それでは、事務局から来年度予算案などについての御報告がありましたが、もしこの時点で、先ほど申し上げたように確認しておきたい点がありましたら挙手をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。また、全体の議論で御意見をいただく中で戻っていただいても構いませんので、では先に進めさせていただきたいと思います。

それでは、検討事項に移っていきたいと思います。来年度、現在の子供・子育て支援総合計画の策定期間の最終年となっております。計画策定に向けてこれから検討を進めていくことになります。今日が、その最初の会議という形になります。

また、昨年度の計画の中間見直しによって、先ほど申し上げましたように子供の貧困対策を明確化したことを踏まえて、評価指標を追加していくことも必要になっております。関係資料を用意しておりますので、まず事務局から説明をしていただいて、その後、御意見を頂戴したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

- 園尾福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 それでは、まず検討事項1から御説明させていただきます。資料3-1をご覧ください。横書きの資料でございます。

御承知の委員も多いところですが、改めて計画策定の背景を御説明いたしますと、平成15年7月に次世代育成支援対策推進法が制定されまして、地方公共団体及び企業において10年間の集中的、計画的な取り組みを推進することとされ、東京都はこれを踏まえ、平成17年4月に前期5カ年の実施計画として認証保育所や子供家庭支援センターなど、都独自の取り組みを盛り込んだ次世代育成支援東京都行動計画前期を、また22年4月には後期5年分の実施計画として、待機児童解消や子育てと仕事を両立できる雇用環境の整備などの実現に取り組んでまいりました。

24年8月には、子供・子育て支援法をはじめとする子供・子育て関連三法が成立し、27年4月から子供・子育て支援新制度がスタートいたしました。

都では、子供を安心して産み育てられ、次代を担う子供たちが生まれ育った環境に左右されず、健やかに成長できる社会の形成を目指し、子供・子育て支援法及び次世代法に基づき、子供の貧困対策も包含する計画といたしまして、26年度末に子供・子育て支援総合計画を策定いたしました。この2つの計画の理念と視点、目標を比較した資料でございます。

まず、理念の1つ目の下線の箇所でございますけれども、次世代行動計画では「次代の後継者として自立する環境を整える」としていたものを、総合計画では「社会の一員として自立する環境を整備・充実する」としております。

また、中段の5つの視点の④と⑤を、総合計画では「子供と子育て家庭の立場からの支援」と「広域的な自治体の役割からの視点」と整理してございます。

5つの目標について総合計画では子供のライフステージに沿った目標に整理してございます。計画の根幹となる理念や視点は大きく変わるものではないと考えてございますが、次期計画策定に向けて後ほどこの点についても御意見をいただきたいと思っております。

おめくりいただきまして、資料3-2は「子供・子育てに係る法律等の施行状況等」です。先ほど申し上げましたが、平成27年4月の新制度開始後、子供・子育て関連3法の2回の改正があったほか、皆様御承知のとおり、プランや指針等が次々公表されたところでございます。

参考資料の1でございます。こちらに、2020年度末までに待機児童を解消し、2022年度末までの5年間で女性の就業率80%に対応できる受け皿を整備するとしました「子育て安心プラン等を踏まえた基本指針の改正」等を添付しておりますので、必要に応じて御参照いただければと思っております。

戻りまして、資料4-1をご覧ください。次期計画改定に向けた今後の会議開催のスケジュール案となります。表の上段、子供・子育て会議の左端、全体会議と記載しておりますのが本日の会議でございまして、先ほどの柏女会長からのお話のように次期計画改定に向けたキックオフの会議が本日となります。

4月から2回の計画策定部会、評価推進部会の開催を予定しており、部会のメンバーは先ほど資料1の右端に記載してございましたけれども、松原副会長を部会長に、ここにおられる大半の委員に部会メンバーとして御審議いただくこととなります。

7月頃開催予定の合同会議の後、12月10日の現委員の皆様の任期までに2回の部会と全体会議の開催を予定し、委員の皆様の御意見や、来年1月頃に実施予定のパブリックコメントでの御意見を踏まえ、庁内の横断組織であります推進本部にて決定し、来年度末に計画策定公表を予定しているところでございます。

おめくりいただきまして、資料4-2は今、御説明いたしました各部会や全体会議での検討事項を掲載しているところでございます。

参考資料2は前回9月の会議の際に御報告させていただいた計画の5つの目標をそれぞれ網羅する趣旨で取りまとめた29年度末の主な事業実績であり、参考資料3と参考資料4をもとに作成している資料でございます。

参考資料3は、総合計画で目標を掲げた取り組みの実績でございまして、次の73ページに及びます参考資料4は昨年度実施した計画の中間見直し後の300を超える全事業の実績を掲載した資料でございます。前回会議にて御報告している資料でございますので、説明は省略させていただきますが、前回会議から更新した箇所については一部、網かけをしております。各事業の実績等については、これらの資料を必要に応じて御参照いただければと思っております。

5カ年計画の3カ年分の実績であり、目標達成に向け、事業を推進している途中でございますが、計画改定に向けては各事業の進捗状況により点検、評価することとしており、次期計画の検討につながっていく資料でございます。

次期計画の検討についての説明は、以上でございます。

○玉岡福祉保健局少子社会対策部育成支援課長 それでは、育成支援課長の玉岡から、参考資料5につきまして御説明をさせていただきます。

こちらの資料でございますが、今期あわせて策定に向けた検討を行います社会的養育推進計画策定のスケジュールについてでございます。

まず、左上の「背景」というところをご覧ください。平成28年の児童福祉法等改正ですが、御案内のとおり子供が権利の主体であることを位置づける大きな視点のもと、家庭養育優先の理念が規定されたところでございます。

都道府県においてはこちらにございまして、その実現のため、一貫した里親支援や養子縁組の相談支援を行うこととなっており、具体の施策の展開に当たっては子供の最善の利益を何より優先させながら、パーマネンシー保障としての特別養子縁組や里親養育を推進することが明確化されております。

この改正法の趣旨を具体化するものとしたしまして、次でございます平成29年8月の新しい社会的養育ビジョンですが、国の報告書が示されまして、都道府県に対し社会的養育推進計画の見直しを求め、ここにあるフォスタリング機関の創設や乳幼児の家庭養育原則の実現、施設の適切な配置、児童相談所や一時保護にかかる改革、特別養子縁組の推進などに取り組むものとしております。

これを踏まえ、その下にございます、昨年7月に出されました都道府県計画の策定要領におきまして、策定に当たって踏まえるべき基本的考え方やポイントが示され、可能なものから順次取り組みを行いつつ、来年度、31年度末までの計画策定を行うこととされたところでございます。

続きまして、下の「都の取組」のところでございますが、都は平成27年4月に現行の社会的養育推進計画を定めまして、社会的養育に占める家庭的養育の割合をおおむね6割とし、養育家庭等に加え、ファミリーホームやグループホームを推進するとともに施設の機能強化に取り組んでいるところでございます。

この計画のもと、28年11月に家庭的養育の推進に関し、児童福祉審議会からいただいた提言なども踏まえながら、これまで児童相談所の体制強化、新生児のうちに養子縁組里親として委託を行う新生児委託推進モデル事業、関係機関がそれぞれの役割に応じた専門的な支援を行うチーム養育体制の整備、里親認定基準における上限年齢の撤廃等、取り組みを推進してきたところでございます。また、グループホームやファミリーホーム設置を促進するため、経費補助なども拡充してきたところでございます。

このような状況を踏まえながら、新たな計画を策定するに当たってでございますが、右上の「主な課題・論点」のところでございます。大きくは、3点に集約されると考えてございます。

まず、1点目として「里親への包括的支援体制の抜本的強化と家庭養育原則の徹底」でございます。具体的には、国が示しているフォスタリング業務における里親のリクル

ートから、研修、マッチング、その後の養育支援に至るまでの包括的実施体制の構築や、乳幼児75%以上、学童期以降50%以上とされた国の里親等委託率の目標について、都としてどのように体制を構築し、あるいは目標を設定していくのが課題としてございます。

2点目として、「施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換」がございませう。グループホームをより促進していくための取り組みを進めていく必要がある一方、施設のあり方、役割の検証を行い、人材不足に対する手当てを行った上で、小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化等の推進を図っていくことが課題としてございませう。

3点目として、「児童相談所・一時保護所等の改革」がございませう。都は、深刻化する児童虐待に対応するため、これまで児童福祉司や児童心理司の増員など、児童相談所の体制強化に取り組んできたところでございませうが、都児童相談所における人材確保、育成の取り組み、緊急保護、アセスメント保護のあり方の見直しなど、仕組みづくりなどが3点目の論点としてございませう。

以上、ただいま申し上げました課題などにつきまして必要な検討を行い、それぞれについて具体的な取り組みの方向性などを固めまして、都として推進計画を策定したいと考えております。国の策定要領では、都道府県社会的養育推進計画の策定に当たり、幅広い関係者の参画のもと作成を行うこととされておまして、都といたしましては、計画策定に当たり児童福祉審議会に専門部会の設置をお願いし、これらの課題、論点にかかる御審議をいただくことについて、先般1月9日の児童福祉審議会におきまして御了承をいただいたところでございませう。来年度末までに、都が策定する計画にその内容を反映いたしたいと存じております。

最後にスケジュールでございませうが、おおむね6回にわたり御審議いただきたいと考えております。第1回の部会は今月18日に予定させていただいておりますが、まず基本的方向性について御議論いただいた上で、2回目以降、先ほど御説明をいたしました主な課題・論点として掲げました3つの事項にあります、里親支援施設の機能転換、児童相談所の改革等を中心に御意見を児童福祉審議会の専門部会でいただきまして、6回目の部会で取りまとめをしていただくというイメージで考えてございませう。

なお、この表にありますように2回目の前に施設出身者、里親家庭での養育を受けた方といった当事者からのヒアリングを行う会を別途設けることも予定をしております。

おおむね審議といたしましては12月ぐらいまでに取りまとめを行い、個々計画と軌を一にしてパブリックコメントを行い、翌年3月に計画を策定し、公表をしたいと考えてございませう。

参考資料5の説明は、以上でございませう。

○園尾福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 これら2つの計画を来年度検討していくこととなりますので、適宜、内容を御報告させていただきながら、総合計

画の策定の検討を進めてまいりたいと思います。

続きまして、検討事項2の子供の貧困対策の推進の評価のための評価指標について御説明させていただきます。参考資料6等をご覧ください。

計画の点検評価につきましては、先に御説明しました個別事業の進捗状況、これをアウトプットと申しておりますけれども、こちらに加えて計画全体及び目標ごとの成果、アウトカムについても点検評価することとしております。

参考資料6でございますけれども、これは第2期の子供・子育て会議において御意見をいただいた評価指標でありまして、この指標を用いて作成したのが次の参考資料7のグラフデータとなり視覚化してわかるように作成しております。

これらの参考資料も、前回会議で御説明しておりますので詳細は省略させていただきますが、前回会議後に最新のデータに更新したものは、例えば10ページに記載しておりますように更新の表示を入れているところでございます。

そして、昨年実施いたしました計画の中間見直し時に、子供の貧困対策推進法に基づく計画としての位置づけを明確化いたしまして、目標4、「特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実」に「子供の貧困対策の推進」の節を新設し、子供の貧困対策に資する事業を集約したところでございます。

子供の貧困対策の推進のための個別事業の進捗状況につきましては、先ほど触れましたが、参考資料4の具体的には43～46ページにわたって各事業の実績等については掲載しているところでございますが、成果の評価指標案をこのたび作成いたしましたので御説明させていただきます。

資料5をご覧ください。今回お示しします指標は、26年8月に閣議決定された子供の貧困対策に関する大綱の指針の中で東京都のデータがとれるものであり、神奈川県や千葉県など関東近県で設定している指標や、また都内4区の指標も参考に、東京都独自の指標を加えてございます。

一番上の「目指す成果」といたしましては、「貧困の世代間連鎖を断ち切り、全ての子供が健やかに成長できるよう、子供の貧困に対する総合的な施策が充実されている」といたしまして、評価指標の1つ目として「貧困の状況にある子供の進学状況は改善されたか」と、進学率に着目し、そのアウトカムとして生活保護世帯に属する子供と、児童養護施設の子供の高校への進学率の上昇を挙げております。

下段は、生活保護世帯に属する子供の高校中退率の減少を、おめくりいただきまして次は大学等への進学率の上昇を挙げてございます。今ご覧いただいたように、高校への進学率は全世帯に近づきつつありますが、大学への進学率については全世帯が63%である中、生活保護及び児童養護施設の子供は40%台と、まだ差がございました。引き続き低所得世帯の子供を対象とした学習支援に加え、進路相談等を行う生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習支援や、児童養護施設の子供に対する学習支援の充実や、自立支援コーディネーターによる進学支援の充実を図る養護施設に対する自立支援機能強

化などの取り組みを推進してまいります。

2つ目の評価指標としまして、こちらの資料3ページの高校卒業後の就職率の上昇を記載いたしました。

また、おめくりいただきまして、3つ目の指標としまして、ひとり親家庭の就業状況の改善とし、就業率の上昇だけでなく正規雇用の割合の上昇を挙げております。ひとり親家庭については、東京都ひとり親家庭支援センター事業におきまして、就業による自立を支援するための就業相談等の事業、就職支援、講習会、就業情報提供事業など、ひとり親の就業支援の取り組みを行っており、引き続き推進してまいります。

その下段の4つ目でございますけれども、貧困家庭の早期発見につながる体制の整備を指標とし、妊婦届出者に対する面接を行った割合の上昇を挙げております。貧困家庭で育った母親は、自身が適切に育てられていないことも多く、妊娠中に栄養不足であったり、適切に育てられないことは乳児の成長に影響し、将来の不利益につながるおそれもあり、出産前から妊婦を支援することは貧困対策として重要と考え、都独自の指標としたところでございます。

都は、乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業、ゆりかご・とうきょう事業などにより、妊娠、出産、子育ての切れ目ない支援の仕組みを整備しておりますが、引き続き推進してまいります。

本日、皆様の御意見も踏まえ、評価指標として設定し、指標に基づく検証結果を次期計画に反映していきたいと考えております。

本日御検討いただきたい内容の説明は、以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○柏女会長 ありがとうございます。

大部の資料を報告していただきましたが、今40分ですので、ちょうど1時間弱ぐらい、3時40分ぐらいまでは御意見を頂戴できるかと思えます。1時間ぐらい時間をつくることができましたので、この報告なども踏まえて、検討事項が2つあるんですけれども、その2つを一括して御意見を頂戴しようかと思えます。

1が東京都の計画の理念等や来年度の検討スケジュール、検討の2は子供の貧困対策にかかる評価指標の案、これを一括して御意見を頂戴できればと思えます。前半の報告事項についての御意見、御質問でも結構です。

基本的に御意見をたくさんいただくということを中心にしたと思いますので、一つ一つ事務局とやりとりをしておりますとそれだけで時間がかなりたってしまうので、後半で御質問については事務局から適宜踏まえていただくという形にさせていただきますと思いますが、それでよろしいでしょうか。

それでは、御意見、御質問のある方は挙手をお願いいたします。

では、皆さんがお考えのときに私から1つだけ、先ほど社会的養育の推進計画が同時並行で進められていくという御意見がありまして、検討の場所は別の場所ということ

ですが、ほかにはないのでしょうか。

第1期計画を策定するときには障害児関係とか、ひとり親家庭の計画とか、そうしたものがほかのところで議論されている可能性があるので、それも含めて、子供・子育て会議は全体的な計画になりますので、適宜入れていくということでしたけれども、障害児福祉計画はこの3月にでき上がっているもので、そう検討はないでしょうか、ほかのものはないのでしょうか。

もしあったら、次回で結構ですので整理して、この計画の中に入れ込むもの、この計画の所掌範囲だけでも別のところで議論するものなどを分けて、一覧表をつくっていただければと思います。

○園尾福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 かしこまりました。関連計画として、御報告させていただきます。

○柏女会長 お願いいたします。

ほかはどうでしょうか。せっかく1時間つくりましたので、ぜひたくさん御意見を頂戴できればと思います。

篠原委員、お願いいたします。

○篠原委員 聖徳大学の篠原でございます。無償化のことでもよろしいでしょうか。

○柏女会長 はい。

○篠原委員 参考資料10に幼児教育無償化のことで、一番下の「その他」のところに「今般の無償化を契機に、質の向上を伴わない理由のない保育料の上げは行われないう、周知徹底」という記載があります。

無償化に伴っていろいろな動きが多分、出てくると思いますし、今、予想がつかない保育現場でもいろいろな対応が行われていると思います。実際にどのようなことが今後発生してくるのかというのは注目したいところなんですけれども、この質の向上というのがとても重要であると思っています。

総合計画で、参考6の目標の2に「乳幼児期における教育・保育の充実」ということが出されておりまして、「就学前教育が充実しているか」ということが書かれています。

一方で、参考7の10ページのところで「保育サービスの質の向上施策が充実していると思う人の割合」というのが、このグラフとして平成29年度は35.2%という数値が出されており、その下の「子供の気持ちを尊重した保育サービスがされていると思う人の割合」というのも「はい」は88%にはなっていますけれども、まだまだいろいろと質の向上については課題が多いところなのかなと思っています。

このことについて、都としてはどのような今後の調査の仕方ですとか、そういったことを考えていらっしゃるのか。もし何か少し検討されていることがありましたら、お知らせいただければと思っています。

○柏女会長 ありがとうございます。幼児教育の無償化に伴って、質の向上策として、評価指標としてどんなものを調査として考えているのかということがもしあればという

ことで、最後でよろしいでしょうか。

○篠原委員 はい。

○柏女会長 ありがとうございます。大事な視点だと思います。評価に当たっては、とても大切なことだと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

どうぞ、矢島委員。

○矢島委員 三菱UFJリサーチ&コンサルティングの矢島と申します。よろしく申し上げます。

都の計画というのは、本当にさまざまな事業を統括して見直さなければいけなくて、目標もたくさん、視点もありますし、国で変わる法律もたくさんあって、いつもそれに対応するだけで精一杯な感じがしてしまうのですけれども、今回また二期計画の検討をするに当たって何が今問題なのか、要になる施策とは何なんだろうかということ、できればこの会議の中で共有できればと思います。

本当に難しいことはわかるのですが、例えば3つの理念といったときに、全ての子供たちの個性や想像力を伸ばすみたいなことについても、十分でないというだけではなくて、日々出てくるニュースのようなレベルで深刻な問題が足元にたくさんあるわけですよ。学校の現場でいじめという問題もありますし、一方で先生たちが疲弊してしまっているというような問題もあります。

安心して子供を産み育てるという問題についても、児童の虐待も含めて妊娠期の不安とか深刻な問題があって、新しい事業もそうなのですけれども、これまで実施している事業の何がうまくいっていないのだろうかということがよくわからないんですね。例えば、病児病後児保育とか、それから放課後児童とかも何がネックになっているのだろうかというのを、できれば課題として出していただけないかなというところがあります。

あとは、社会全体で子供・子育て家庭を支援するというのも、やはり保育所をつくることに対する地域の反対とか、子供の声が騒音とみなされる社会とか、そういう中でかなり深刻な状態があるということについて、問題を解決する上で要になる事業は何なのかということ、できれば議論できたらと思うので、よろしく申し上げます。

○柏女会長 ありがとうございます。それぞれの目標を達成する要となる事業として何が考えられるのか、あるいはその目標を設定してもそれを推進していくためにはいろいろな阻害要因があるわけで、その阻害要因として考えられるものについて、都が考えていることについて出していただけると議論がしやすいかなというような御意見だったと思います。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

どうぞ、横田委員お願いします。

○横田委員 横田でございます。今日も非常に資料が多くて膨大で、どれからお話ししたいかなというところで、先ほどチラシの中で子育て支援員の話が出てきたと思うんです

けれども、子育て支援員の方はたくさん保育現場でも活躍をされていて、意識も高く、非常に優秀だという印象を受けております。

ただ、認可保育所におかれましては、自治体によっては子育て支援員は有資格でなければ、配置基準を満たしていなければカウントしないというところと、国自体は今、緩和という形で子育て支援員や、ほかの養護教諭とか、そういったことを認めているというところがあるんですが、自治体によっては子育て支援員や養護教諭とは認めないというようなどころも多くて、非常に優秀なのに活用されていない現状があります。

この乳幼児期における教育・保育の充実というところで、保育サービスが充実されているという質の高い幼児教育というところも踏まえると、子育て支援員も十分、昨今の保育士不足が叫ばれている中で、非常に有用な支援員の制度をどんどん活用していただきたいなというところが1点ございます。

それから、保育サービスの質の部分で指導監査の指摘数の減少と書いてありますけれども、今、報道でも結構いろいろありますが、企業主導型保育事業というのが急速にたくさん今、都内でも開始をされておまして、非常に有用な制度なんですけれども課題も多いというのが現状でございます。自治体さんだと、児童福祉法59条に基づく認可外施設としての監査が入ってくると思うんですが、内閣府が委託している児童育成協会の監査と2本立てというところがあるんですが、こちら辺の足並みをそろえていただいたりして、せっかく企業主導型保育事業がたくさん出ていて保育の受け皿がふえている中で、質の確保というのも東京都さんは足並みをそろえて、この制度自体も有効に活用していただけたら非常によろしいのではないかと思います。

その2点でございます。

○柏女会長 大事な御指摘ではないかと思います。質の担保のもう一つの方策として、監査等のお話がありました。ぜひ、これも議題の中に入れていただければと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

松原副会長、お願いします。

○松原副会長 一委員として発言させていただきますが、1点目は子供の貧困についてなんですけれども、出てくる指標で生活保護世帯の子供たちが出てくるのですが、それイコール子供の貧困の概念ではなくて、もう少し所得の上の層のところまで含み込むということで、例えば医療費等の負担を考えますと、かえってぎりぎり生活保護基準を上回っているほうが苦しいような状況があって、その辺の状況が客観的に把握できる資料を東京都でお持ちなのかどうか。いわゆる5分位で一番下の所得層のところの子供の状況をお持ちかどうか、これは質問です。

2点目は、年齢順にいうと学齢期の子供なんですけれども、子供の貧困対策にもかかわってですが、やはりスクールソーシャルワーカーの存在は大きいと思うんです。東京都もその制度をお持ちですが、先ほどの柏女会長の御発言でも、ここの所掌以外のところでそのことを議論しているのか、子供・子育てのこの会議でもそれを議論すべきなの

か、少し問題提起をしてみたいと思います。

3点目は、参考の10番のところで無償化ですが、東京都全体で見るとやはり待機児童が多い中で、やむを得ずいろいろな保育サービスを利用されている御家庭は多いと思うんですね。そのときに、この資料の中では国の基準に満たないような認可外保育施設でも経過措置で5年間はやれるよと書いてあるんですが、5年はあつという間にたってしまう。その先どうするのかということと、どの程度の選択肢ですね。今、一時的な保育を含めるといろいろな手だてがあるので、東京都としてどこまでその辺をカバーするおつもりなのか、これは質問です。以上、3点です。

○柏女会長 質問がありましたので、それは最後にまとめてお願いできればと思います。ありがとうございました。

そのほか、いかがでしょうか。時間的には、全員の方に御発言いただくことになるかと思えますけれども。

では、どうぞ。

○横田委員 勉強不足で申しわけないんですけども、幼児教育無償化で幼稚園の預かり保育のところに書いてあるんですが、今回、幼児教育無償化に関しては認定ありきだと思うんですが、2号認定で幼稚園の預かり保育の下で、「又は2号認定と同等の認定（無償化給付のために新たに法制化）」とあるんですけども、認定の新しい概念がつけられるのかなと思って、ちょっと存じ上げなかったもので、こちらは何かないかと思いたかったので、えていただきたいです。

ちょっと上のほうに、各種学校については児童福祉法上、認可外保育施設に該当しないのは無償化の対象外となっておりますので、いわゆるインターナショナルスクールとか、そういったところに通われている方は対象外なのかなというような気がしましたので、その辺がわかれば教えていただきたいと思いました。以上です。

○柏女会長 ありがとうございます。次回からの議論に大事な点だと思いますので、質問がたくさん出ていますけれども、それは今回できる限り整理をしておきたいと思います。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

篠原委員、お願いします。

○篠原委員 資料5の子供の貧困対策のところですけども、目標の4に「特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実」というので、高校と卒業後の就職率というグラフがございませう。

就職率がそこに示されているんですけども、実は就職した後の離職ですとか、あるいは転職ですか。貧困の御家庭を考えていくと、割と仕事が長く続かなかつたり、あるいは仕事に対する悩みのサポートとか、そういったことが十分でなくて、割と早く転職してしまうというようなことも伺っているもので、そのあたりで見えているものがあったらお知らせいただきたいと思えますし、あるいはそのことについて何かお考えがあるよ

うでしたらお知らせいただければと思っています。

○柏女会長 ありがとうございます。では、これも最後にまとめて御回答をお願いします。

ほかはどうでしょうか。

では、お願いします。

○福元委員 福元と申します。参考6の4ページ目に「障害児施策の充実」という項目があって、中間見直しのところでも当然入っているんですけども、障害児施策が基本的にはこの目指す成果のところにあるように一般施策の中で、具体的にいうと保育所だったり幼稚園であったりという中で、障害児の特別に支援の必要なお子さんというのが結構な数いるわけ、そういうお子さんに対する施策というのを、例えば障害児通所の施設のみではなく、幼稚園や保育園の中でも行っていくというのが目標だと思うんですが、その具体策というと、例えば質を上げるということで職員の人材育成の中での取り組みだったり、そういうものは当然行われているんですが、例えば学校教育の中では特別支援教育ということで普通の小学校の中に支援教室がある。

ただ、その支援教室に関しても、やはり発達障害のお子さんが中心というような状況があるのかなと思うと、特別支援教育が保育所、幼稚園の中でも具体的な施策がないと、なかなか支援保育とか幼稚園の教育の中で困っているところがたくさんあるんですね。それは現実だと思うんですけども、やはり目標が一般施策の中でやっていくという大前提があるので、具体的なそういう施策があってしかるべきかと思っていますところ。

ですから、そこをどうやっていくのかということだろうと思うんですけども、具体的な施策ということで、一番考えられるのは人材育成の面だろうと思うのですが、なかなかそれも数が多いので一様にはできないのかなとは思いますが、モデルケースでもいいのでそういうことをやっていく施策も必要なかなと思っていますところ。

何か都でそういう方向があるのかどうなのかも含めて、御説明いただければと思います。どうぞ。

○柏女会長 ありがとうございます。障害児福祉計画では、子供・子育て支援制度で何人の子供を受け入れるか、その定量的な調査をした上で確保策を決めるようにと書かれておりますけれども、ほとんどそれが自治体では行われていない。東京都も、恐らく子供・子育て支援制度の中で障害を持った子供たちを何人受け入れていくかという計画は恐らくできていないのではないかと思います。そういう意味では、それはこの子供・子育て会議で議論をしていかないとならないと思いますので、福元委員が今おっしゃった点はすごく大事なことかと思っています。ありがとうございました。

ほかはどうでしょうか。

矢島委員、お願いします。

○矢島委員 今のお話に少し関連して、やはりこういった事業の効果を確実に上げていくために、供給側の事情というのが今はすごく大きな課題だと思います。

参考6の、例えば評価指標とかアウトカムの中で、目標4の児童虐待の未然防止みた

いなどころでもその体制が整備されたかという視点はあるんですけども、その体制は整備されたかということのアウトカム指標として、施策が充実していると思う人の割合とか、一番下の「慢性的な疾病を抱える児童との自立支援」についての認知度みたいなものが指標になっている。

そうすると、本当に体制は充実したのかということろを直接評価できるんだろうかということが疑問なんですね。やはり人の確保、それから人材の質の向上というところで、きちんとそこに手当てがなされていないんじゃないかということが大きな問題ですし、今、幼児保育の無償化を進めるに当たって、一般の親御さんたちの間で不安なのは、無償化されることによってますます保育士の皆さんの処遇の改善みたいなほうにお金が回らなくなるんじゃないかとか、そういう不安があるわけですね。

ですので、その評価の指標とか施策の中に供給側の人材確保、人材育成、処遇改善といったものがきちんとどの程度進んだのかということろをもう少し入れていっていただくことはできないかなと思います。

- 柏女会長 ありがとうございます。今のことにあわせて、この評価指標については29年2月2日に推進本部が決定し、この子供・子育て会議でも随分議論をして、どんな評価指標を持っていくか、つくっていくかということについては議論をして、その結果、決定されたというふうに記憶をしているんですが、この会議の中で次回、評価指標を加えていくとか、今、矢島委員がおっしゃったように、ここに入っていないものを加えていくということは可能かどうかということも、あわせてお伝えいただければと思います。ありがとうございました。

市東委員、お願いします。

- 市東委員 市東と申します。

今、子供の虐待で騒がれておりますけれども、子供家庭支援センターと、それから児童相談所の職員なのですが、職員を急にレベルアップといってもなかなか難しいことで、資質の問題もあるかもしれませんが、子家センと児童相談所で職員を行ったり来たり、取り合いといったら申しわけないですが、結局引き抜きをしているような気がしております。

というのは、やはり子供家庭支援センターで地域にとっても根差した職員が児童相談所に行ったというようなことで、私たち民生委員としては非常に戸惑っていることも事実です。やはり優秀な方には目がつくんだと思うんですけども、これは人材が育っていないということの本当に大きな問題で、幾らこのようないろいろな施策ができていて、昔はスーパーバイザーという方たちが虐待ワーカーだったりするわけで、そういう言葉が変わっているだけのような気がしますし、スーパーバイザーはどこにいったらいいんだろうと思いつつこれを読んでいました。

やはりどうしたら職員がレベルアップしていくかということを考えないと問題は解決されないし、施策だけではどうにもならないことがいっぱいあるというのが、非常に地

域では困っている問題です。漠然としていて、申しわけありません。

- 柏女会長 ありがとうございます。幸いと言うとなんですけれども、社会的養育の推進計画の策定が児童福祉審議会で行われ、そしてそれ以外のものについては子供・子育て会議で行われるという形になりまして、同時並行で進んでいきますので、ここで出た貴重な御意見も児童福祉審議会に伝えて議論の参考にしていただくということは従来もやってきたことなんですけれども、今回幸いに同時並行で進んでいきますので、それをお互いに紹介しながら、虐待対策をしてもやはり子育て支援の施策の充実が必要だという話になればこちらの部隊で議論するとか、そういうようなことはしていければと思っていますし、ぜひ事務局にはそのような形をお願いをしたいと思います。ありがとうございました。

そのほか、いかがでしょうか。

星委員、お願いします。

- 星委員 星です。少し私の今、働いている職場の状況に触れますと、民間企業ですけれども、これまでさまざまな子育て支援に取り組んできておりまして、現在、産前産後、育休、こういったものをもって退職する人は私どもの会社はゼロになってきております。

直近では、子育ての前の段階からの支援として、例えば不妊治療による休職制度や休暇の拡大、またこの4月からは従来テレワーク、在宅勤務なんですけど、子供を基本的には保育に預けて在宅勤務をしなくてはいけなかったのですが、どうしても子供が病気の場合、保育園で預かっていただけないということで、子供が病気の場合は保育園に預けなくても在宅勤務ができるような柔軟な働き方に少しずつ拡大をしてきております。

この後、春闘の時期になってきますので、私どもの会社では企業内保育園の新設といったものも要求しようということで今、検討を進めていますが、これはあくまでも今、私の働いている企業のたまたま恵まれている部分であって、今日は連合東京の代表として来ておりますので、こういったところは本当にごく一部だというふうに私もさまざまな会議に出席して感じております。

そこで、今回、連合東京としては、まず子供・子育ての地域施策として、子供の命を守り、そして学びを保障し、子育てしやすい環境づくりを進めますということで、都や区市町村に待機児童や子供の貧困の解消、それから児童虐待の防止に取り組むことを求めています。共働き家庭がふえる中で、待機児童対策などワークライフバランスを推進する施策を進めていただき、保育士等の人材確保と処遇改善を行うとともに、子供・子育てを社会全体で支える環境や仕組みづくりの充実を求めます。

子供の貧困の解消に向けては、親の貧困が次世代に引き継がれないように、国をはじめとしまして都や自治体に積極的な取り組みが求められています。ひとり親世帯の支援対策の拡充や、子育て世帯の公的賃貸住宅の優先入居、それから低所得者への負担軽減などが必要と考えます。

全ての子供の安心と希望を実現するため、子供の人権を守り、児童虐待の予防とその

対応策を強化すべきと考えております。児童福祉司、それから児童心理司などの増員や育成に取り組むとともに、先ほどお話がありましたスーパーバイザーをふやす、児童相談所において弁護士を常勤化するなど、体制強化に努めるべきだと考えております。

また、特別区が新設する児童相談所に対しまして、専門人材の確保・育成や、一時保護所の整備、運營業務を行う上での体制の支援をお願いしたいと思います。以上です。

○柏女会長 ありがとうございます。包括的に御意見を頂戴いたしました。

そのほか、いかがでしょうか。

小山委員、お願いします。

○小山委員 認定こども園をやっている小山です。

前からずっとお話ししている、認定こども園であるとキャリアアップの補助金が1号についていないのは相変わらずなので、どうしても1号の多いこども園ほど人件費に影響してしまう。その改善は、東京都もぜひ行っていただきたいというのは相変わらずのお願いであります。

それから、今度無償化になった場合、2号児の上乗せ徴収の部分に関して、1号児であれば東京都の保護者補助金と区市町村の保護者補助金がそこに該当してくるんですけども、幼稚園であれば1号、2号関係ないので全員が該当するんですね。こども園になってしまうと、2号になってしまうとそれが該当しなくて、2号の上乗せに対しては補助がついていない状況に今なっているところなんです。それも、もうちょっと改善できないかどうかお願いしたいと思っています。

あとは、先ほど言われたとおり子育て支援員の活用がやはり不十分かなと思ひまして、これだけニーズが高まって、小規模保育所も多くなって企業主導型保育所も多くなって本当に人が足りないというのはどこでもある状況の中で、子育て支援員の認定をとっている方が大分ふえているんですね。認可保育園やこども園に関しては、その支援員の活用が限られてしまっている区市町村がすごく多いです。ですから、区市町村の格差がここでかなりあって活用ができないということも行われています。

それから、今度無償化になったとき、幼稚園に行ったら先ほどの保護者補助金には該当するから、2号児だったら幼稚園が得かなとか、保護者にとってはそういうことが出てくるんですね。

あとは、保育園が安定しているんじゃないかというところも、職員であればやはり給料の面でこども園はちょっと減額になってしまうから、充実しているのは保育園となります。

そうすると、こども園が一番不利な状況に立たされているような気がして、これから保育所もこども園も3、4、5の選択肢が広がっていく関係で、どうしても定員割れが起きたときにこども園が有利なのは利用定員の変更ができるんですね。そこで定員を減らせば単価が変わりますから、運営的には解消していく部分がかかなり出てくるんですけども、保育園の場合は3、4、5は一回退園されてしまうとそこを穴埋めすることは

まず不可能に近くて、そこで定員割れをしたら今度は収入不足が生じてしまって、それはキャリアアップも影響してくるんですね。そうすると、運営的にはかなり大変な状況になってしまう。

ですから、今後、待機児が終われば次はもう定員割れ、それは保育園や子供にとっては一番恐れているところですね。その単価の見直しをするためには、利用定員をもっと柔軟に取り入れていただきたいなというところをぜひお願いしたい。

あとは、区市町村でこども園はどちらなのか。保育園と同じようにできるのは保育所型だけだという人、それから全てのこども園はほかの事業も全部行って、一時預かりとひろば事業とか何でもやっていただけるところと、その格差がかなり解釈の違いで今、区市町村で出ているので、そのところも区市町村格差をなくすような方策をぜひ東京都で実行していただければと思います。以上です。

○柏女会長 ありがとうございます。保育の量の見込みと確保策の議論をする会が恐らく1回、2回必ずあると思うんですけれども、幼保三元化になって現状を都としてどうしていくのか。その方向性を出していかなければいけない。

1つの方向に収束させるという方向であるならば、それこそ3施設種別の格差はあって当然で、その目的に向かってインセンティブを働かせていくという形になりますし、そうではなく幼保三元化を進めるとするならば、3種の施設の整合性をちゃんととっていかなければいけないということになりますので、どういう政策をとるかということにかかわってくるんだろうと思います。

今は特に1つの方向の収束させるようなインセンティブは働かせていませんので、そういう意味では小山委員がおっしゃるように、3つの施設種別で格差があるのはおかしい。それはそのとおりだろうと思いますので、そうしたことの解消なども議論していかなければいけないんだろうと思います。

また、事業者の創意工夫がやりやすい仕組みということも、これから特に大事になってくるかと思います。他の郡部では、もう既に幼稚園や保育所が雪崩を打って幼保連携から認定こども園に移っているというところもあります。東京はまだほとんど動きがないですけれども、これをどうしていくのかということは大きな課題だろうと思います。ありがとうございました。

ほかはどうでしょうか。まだ、あと15分ぐらい御意見頂戴できると思います。

小野委員、お願いします。

○小野委員 町田市で放課後児童支援員をしています小野です。よろしくお願いたします。

今、マスコミでも騒がれているとか、学童保育の基準の緩和の問題が本当に新聞報道などもされているんですけれども、その状況の中で私自身もやはりこの放課後児童支援員の資格の問題が配置基準であったり、資格のことが基準が緩和されていくという問題については、本当に今後の学童保育の質の中身にもかかわって大きな問題があるなとい

うことで、とても危惧しているところです。

今回、内閣府から閣議決定されまして法が改正されていくような動きになってはいますけれども、実際的にはそれぞれその基準が緩和された場合でも各自治体、各市町村が持っている条例を改正していく形で基準の中身がかわっていくという部分がありますので、まだまだ各区市町村の頑張りで質の確保をしていくことができるのかなということとは感じている中身ではあります。

その質の確保の部分で、実は国の予算を見ると放課後児童支援員の研修関係の予算が組まれています。今、放課後児童支援員の認定資格研修という最初の資格を有する部分の研修はもちろん東京都もやっただけではないのですが、もう一つ、現認の指導員に対する資質向上研修も予算化されている中で、うまく研修予算を具体化されている様子が私は東京都にいながら余り見えていないので、その様子がお伺いできたらいいかなと思っているところが1点あります。

あとは、放課後児童対策の専門委員会の中間取りまとめが昨年出されたんですが、それを受けて国で新規の予算として、放課後児童対策の推進という形の新しい予算化がされているというふうに今回話を聞いています。

その中に、育成支援の内容の質の向上ということで、放課後児童クラブの質の向上、利用児童の安全確保や子供の自主性、社会性等により一層の向上が図られるよう、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを配置するというような形の予算化がされていることを私も聞きましたので、ぜひ放課後児童クラブの質の確保の部分ですね。

保育の質の低下があってはならないわけですが、今回の基準の緩和の問題でも、その中では職員が無資格者でもよくて、1人配置されればいような形に基準が緩和されていく動きがあります。

でも、40人、50人の子供たちの集団で、放課後の時間帯に部屋でゆっくりしたい子もいれば、外でドッジボールで遊びたい、サッカーをやりたい子供たちもいる中で、1人の支援員が子供たちの生活を守っていくわけにはいかないです。その部分では、外に行く子は自分たちだけで遊んでいられと送り出す。その中でけがが起きたり、事故が起きたりすることにつながっていくことということで、やはり安全の部分、子供たちの命を守っている私たちの仕事が今この基準の緩和の中で脅かされているなというのを私自身も感じているところです。

その質を本当に下げてはならない。保育の質の低下があってはならないと私は思っていますので、まずは今いる現認の指導員たち、支援員たちが資質の向上をするところの位置づけも置いていただきながら、いろいろな動きをつくっていくことが必要かと思っています中で、質の確保というのか、質を保っていくという部分の東京都の方策を大きく位置づけていただきたいと思いますの発言です。ありがとうございました。

○柏女会長 ありがとうございました。質問も入っておりました。現認研修の予算はどうなって、どのぐらいになっているのかというようなこともありますので、後でまたお答

えいただければと思います。また、巡回アドバイザーの予算化はどうなっているのかとか、その辺もお願いをしたいと思います。ありがとうございます。

ほかはどうでしょうか。

吉岡委員、お願いします。

○吉岡委員 東京都小学校PTA協議会の吉岡と申します。

私も今、実は学童クラブでパートのアルバイトをしております、4月から預かりの時間が今までは6時15分だったところが7時まで預かれることになるんです。今回はパイロット校というか、幾つかの学校なんですけれども、そうしますと小学校1年生から3年生までのお子さんが朝8時過ぎに学校に来て夜7時まで学校にいる。また、夏休み、春休み、冬休みという時期には、お弁当を持ってきてその長い時間を学校で過ごすということが、私たちパートの孫世代というか、そういう子供たちを見る中で、本当にこれがいいんだろうか。働く親御さんにとっては必要なことなんだけれどもという話題もよく出るところです。

働くお母さんたちへのサポートはとてもそういう意味で手厚くなっていると思うんですが、PTAの立場から言わせていただきますと、仕事をフルタイムでなくて学校のこと、健全育成、地域のこと、PTAをやっているお母さんたちは、何かそういうものがあるのかしらというような話題がよく出ます。

仕事をしているからできませんということで、委員や役員をお断りされることもあるので、子供たちの健全育成にかかわっている大人たちに対する何かがあったらいいのかなというふうにPTAの立場からはお話をさせていただきたいところです。

また、先ほどの学童の中に戻りますと、子供が毎年どんどんふえておまして、受け皿として世田谷区の場合は学校の中に学童クラブがあります。学校の端っこの学童クラブ用の施設なんですけれども、ほぼ満員という形で、1つのテーブルに6人、8人が囲んで勉強をする時間があるとか、そういう中で先ほどお話もありましたように、外で遊びたい子、中で遊びたい子という選択肢もちょっと限られている部分もあったりします。

また、人材不足ですね。この間も、指導員を100名募集したと出ていましたけれども、子供たちはどんどん入ってきますが、そちらの指導員とかパートが確保できていない状況のようです。

実は、私の通っているところでも大学生が大変多くアルバイトできてくれていて、その中で今回も教員の採用試験が受かりましたという学生さんが何人もいらっしゃるんです。

そこで、ちょっと御提案なんですけれども、大学生で先生を目指しているような方にそういうアルバイトの紹介とかをしていただいて、学生のうちから子供たちに触れ合う機会を持ってもらえたら、その先いいのではないかなというふうに今、感じております。

最後に学習面なんですけれども、これは貧困ともかかわるかもしれませんが、小学校とか中学生でやはり塾に行っている、行っていないということで大変大きく差が出ると

いうふうに感じております。お仕事をしていまして、いい塾に通わせて勉強をたくさんさせている御家庭と、お母さんは働かないでうちにて塾には行っていません、学校の勉強で何とかというところは、やはりなかなか難しいところもあつたりするんですね。幾つかの学校では、土曜日に寺子屋的なものをやったりもしているんですけども、そういうところでも格差がなるべく出ないように何か手だてができたり、そういうものを支援していけるような施策があつたらいいかなと考えます。以上です。

○柏女会長 ありがとうございます。学童期の大切な問題が今、起こっておりますので、それらについての貴重な御意見、ありがとうございます。

ほかはどうでしょうか。あと5分ぐらい御質問をいただいた上で、事務局に移させていただきますきたいと思います。

吉田委員、お願いします。

○吉田委員 NPO法人グリーンパパプロジェクト代表で、労働・子育てジャーナリストの吉田です。よろしく願いいたします。

私は、この委員にさせていただいてもう1年数カ月たちますけれども、埼玉県民でもあるので、埼玉から第三者的な立場で見て、東京の姿というのもこうした施策を見させていただいていると、その充実ぶりというのはすばらしいものだなという印象もあるんですけども、やはり財政力があって、今言ったように国だけではなく都独自の財源を使って、待機児童の問題も多いわけですし、そうした問題の解消、あとは質を当然それと同時に上げていくということは必要不可欠なことかと思えます。

ただ、一方で、他の道府県に比べて充実した施策を講じれば講じるほど東京一極集中という問題もあるわけで、そこをどうバランスを持って施策を組んでいくのか。だからといって施策をするなどということではなくて、東京だけにとどまらなくてもいいような形をライフスタイルに応じてつくっていくべきではないかと思えます。

今日、東京都民である保護者の方が、学童が入れなかったみたいな投稿をSNS上で挙げていたのを見たんですけども、3年生でも入れないという状況もあつたりします。そうなってくると、その子供は鍵っ子状態にせざるを得ないというか、そういう状況に追い込んでいってしまうというところを見ていると、現時点、東京に住んでいる方々に対してどう充実を図っていくかというのは、この第2期にかけてさらに充実させていく必要があるかと思っております。

今言ったように、他の道府県との連携も必要不可欠かと思えますし、日本全体が生き残っていくためにはやはり都が旗振りをして果たしていく役割というのは極めて大きいことかと思っております。

今回、新規で参考資料9の予算にあるような形で、例えば前回も言いましたけれども、自然を活用した東京都版保育モデルの検討とか、新しい保育の形をつくろうという施策も盛り込んでいる点というのは非常に評価できるかと思えます。親御さんのライフスタイルに応じた、子供もライフスタイルの多様化をしていく形で、やはり東京都は多くの

出会いもある場でもありますので、東京の価値を生かした形で東京の魅力を発信し、ここで例えば結婚し、子供を育てていくという1つのステップとして、ライフスタイルとして残り、それがまた次のライフスタイルのステップアップにもつながっていけるような形で、もっと魅力のある保育を提供する必要があるんじゃないかと思っております。

時間もない中で申し訳ありませんけれども、今回参考資料8にあるように、そういった意味では発信というのは非常に必要かと思っております、例えば38ページにありますようなウェブサイトの構築だとか、あとは妊娠支援のポータルサイトを開設するというのは非常に重要かと思えます。

これは新規で行われるということですが、ただ、一方で、私は内閣府の地域少子化対策の重点推進交付金の審査員もさせていただいているんですが、そういった子育て施策で結構ポータルサイトをつくるという施策はどこの自治体も挙げてはくるんですけども、それだけで数百万、もっと正直かかる可能性もある。でも、例えば他でつくっているアプリをほぼ転用しているような場合もあったりして、実際そんなにかかっていないんじゃないかなという場合もあるんですね。

そうすると、ただつくっただけに終わっちゃって、実際は余りPV数も含めて見られていないというところもありますので、せっかくだらしたらそれをしっかり広報していく、使ってもらおうというところに重点的に力を入れていただきたい。

それは、次のページにもあるウェブサイトの「パパズ・スタイル」のようなところもそうですし、こういったものを本当にどんどん発信していく必要もあると思っておりますので、どんどん見ていただくというところにも本当に力を入れていただきたいと思っております。

最後に参考資料9についてですけれども、69ページです。「放課後子供教室」と、あとは今回新規で「学校との連携による高齢者の社会参加促進事業」ということで新規事業が入りました。やはり団塊の世代を含めてかなりパワフルな、まだまだ現役と変わらないような働き方ができる方というのは相当程度いると思われまます。そういった方々に地域のコミュニティーに入ってください。また、東京都であればそういう地域コミュニティーが昔と比べて形骸化しているというケースもありますので、一回リタイアしている人たちが逆にもっと地域に入ってくださいような動きを、こうした予算を通じて図っていただければと思っておりますので、施策がうまく進むことを期待しております。以上です。

○柏女会長 ありがとうございます。

それでは、御意見と同時にたくさんのお質問がありますので、それについて事務局から順次、今、言える範囲だけで結構ですけれども、御回答いただければと思っております。

では、園尾さん、よろしくお願ひします。

○園尾福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 それでは、いただきました御質問について、担当ごとにお答えさせていただきますので、必ずしも質問をいただいた順番ではないので御了承いただきたいと思ひます。

まず、私から幾つかお答えさせていただきます。

篠原委員からいただきました、保育の質等に関する調査がどのように行われていくかの部分についてお答えさせていただきます。御承知の委員もおられますが、東京都では5年ごとに「東京の子供と家庭」をテーマに調査を実施しております。これは、6,000世帯を対象とした調査になっており、既にもう7回行っており経年でデータがとれるものになっております。先ほど篠原委員に御指摘いただいた部分は、その調査からとったものでございます。直近が29年に実施した調査結果となります。

次に、横田委員、小山委員から御質問いただいた子育て支援員の活用でございます。自治体によっては、活用されていないというお話がございました。東京都ではすでに7,000人以上の子育て支援員を養成しております。つい先日、子育て支援員の就職相談会を実施しかなり盛況でございました。

先ほど申しましたとおり、今回作成した普及啓発のDVD、子育て支援員を活用できますというものを事業者さんだけでなく区市町村にもお送りします。そこで、子育て支援員は活用できるということを認識していただけたと思います。実際、就職相談会の際に認可保育所の方からもそのような声をいただいておりますので、こうした取り組みによって子育て支援員の活用が進んでいくよう引き続き努めてまいります。

次に、松原委員から、子供の貧困に関して、都は世帯の所得をどこまで捕捉できているのかという御質問をいただきました。松原委員にご助言いただき実施している先ほどご説明した基礎調査において、ひとり親家庭の所得については任意でのお答えいただいております。

また、子供の貧困の状況を把握するために28年度に実施した生活実態調査、お手元の冊子の76ページに調査結果がございましたけれども、この調査においても所得を聞いております。生活実態調査は、単年度で実施したものであり経年では追うことはできませんが、ここから見えてくるものはあるかと思っておりますので、今後資料としてお示ししていきたいと思っております。

次に、篠原委員からいただきました、子供の貧困に関する高卒後に就職した後の離職の状況については捕捉できる資料の有無を確認し、活用できるものがあれば検討資料として提出し、御議論いただきたいと思っております。先ほど、矢島委員、また柏女会長からもご発言がありましたが、評価指標については一度決定されたものではございますが、次期計画の検討に必要なデータに関し提出可能なものはお示ししてまいりたいとおもいます。

○柳橋福祉保健局少子社会対策部保育支援課長 続いて、私から、何点かお答えさせていただきます。

まず、篠原委員から、幼児教育無償化の資料に記載のあった「質の向上を伴わない理由のない保育料の引上げ」のお話がございました。こちらは、例えば幼稚園の2万5700円という基準額に対して、現在それを下回る金額を保育料として設定している園が

ある。あるいは、認可外保育施設、そこまで安いのは余りないと思いますが、3万7000円という基準額を下回るような金額で保育料の設定があった場合、これを機に2万5700円とか3万7000円とかに値上げしちゃだめですよと、もちろん保育の質の充実を伴って引上げるということはあっていいと思うんですけども、いわゆる便乗値上げをしないようにという趣旨で国のほうは記載しているものでございます。

それから、保育の質の向上に向けて、先ほど成果指標を確認する調査のことについてはお答えしました。施策についてですが、保育の質といったときに、保育の内容ですとか、環境ですとか、人材ですとか、さまざまな視点がございます。御案内のとおり、国で現在、保育の質に関する検討会というのも動いておりますので、そうしたところで行われている議論も踏まえながら、都としても検討していきます。具体的なところでは今年度から保育士等のキャリアアップ研修を都内全域で展開しておりますし、加えて来年度からは地域の園長会のような取り組みなどについて積極的に盛り上げていくような、新たな支援というものを考えてございます。

いずれにしても、保育の質というものは都としても非常に重要と考えており、保育サービスの定員拡大とともに質の向上というものもあわせて取り組んでいきたいと考えてございます。

それから、横田委員から何点かございました。企業主導型については現在、国で検討会が持たれてございまして、割と早いタイミングで課題解決に向けた方向性というものが示されることとなっております。我々としても、その動向をまず注視していきたいということが1つと、それから認可外保育施設の指導監督権限は都にございまして、平成28年度からは巡回指導チームというものを体制として加えていて、指導監督体制の強化というものを段階的に図っているところでございます。この取組も、企業主導型が今後増えていくということも見越して、体制を整えたという経緯がございます。

加えて、今後国の幼児教育無償化では、認可外保育施設に対する支援というものも始まりますので、区市町村と認可外保育施設とのかかわりというものも出てくるものと考えており、東京都と、区市町村と、あるいは児童育成協会が連携しながら指導監督の強化に努めていきたいと思っております。

それから、松原副会長からございました幼児教育無償化の関係でございます。経過期間5年というお話もございましたけれど、地方と国の協議に端を発し、区市町村が条例などでの規制、例えば対象施設について指導監督基準を満たすものに限定するとか、そういったことができるような検討が進んでいると聞いています。これは区市町村ごとの判断ということになるので、都としては各区市町村のお考えというものは尊重していきたいと思っております。

また、都は平成28年度から国の無償化に先駆けて、認可外保育施設の利用支援事業というものをやっております。その対象というのは認証保育所であったり、国のように経過期間を設けずに認可外保育施設の基準を満たす施設に限定して取り組みを進

めてまいりました。

国の無償化開始以降もこの取り組みは続けていこうということで、来年度の予算案も編成してきたところですが、いずれにしても都としては引き続き、都の独自の施策に関してはその指導監督基準を満たすというところを1つのボーダーということで考えてまいりたいと思っております。

あわせて、先ほどの企業主導型の話と重なりますけれども、認可外保育施設に対する指導監督の強化というのはこれまでも取り組んでいるところですが、認可外保育施設の質に対する懸念、こういったものに対して都としても指導監督の強化を引き続き進めてまいりたいと考えてございます。

それからもう一点、横田委員からの質問で2号認定の話があったかと思えます。これは、幼稚園の預かり保育を代表的なところとしておりますが、従前の保育認定というのは、認可保育所などを申し込むに当たって保育の必要性というものを区市町村が認定するという手続があるんですけれども、一方、幼稚園の預かり保育は現状そうした手続を経ずに利用することができる。その容易さというところが一つの売りということもございまして、そういった幼稚園の皆様の現場の声というのを国としても受けとめて、いささか簡易な認定方法というものを無償化とあわせて導入するというところで検討していると聞いています。国の無償化開始後は、従前からある保育認定の手続きと、それから少し簡素な方法での保育認定と、2つの方法で行われることとなると思えます。

それから、福元委員からのご意見ですが、本日、障害児施策推進部からの出席がないものですからかわってお答えさせていただきます。昨年11月に児童福祉審議会のほうから、子育て家庭を地域で支える仕組みづくりということで提言をいただいております。この中にも先ほどお話いただいたような一般施策との連携ということも提言としていただいております。

保育所における障害児の対応に関していえば、一般財源化されているということもあって、区市町村で障害児の受け入れに取り組んでいるところに都独自の保育サービス推進事業ですとか、それから昨年度からは医療的ケア児の受け入れを促進するための都独自の支援なども開始しているところでございます。

加えて、先ほど申し上げたキャリアアップ研修というものも今年度から開始しております。そのカリキュラムの一つとして障害児保育というものも含まれてございます。徐々に一般施策と障害児施策の垣根も低くなってきているところがあって、我々のほうでやっている事業と、それから障害児施策推進部でやっている、例えば保育所等訪問支援とか、児童発達支援センターの促進とか、そういったものが地域においてうまく連携できるように引き続き取り組んでまいりたいと考えてございます。

私からは、以上でございます。

○新田教育庁地域教育支援部義務教育課長 教育庁の義務教育課長でございます。2点の御質問について、お答えさせていただきます。

まず、松原副会長からございました、スクールソーシャルワーカーに関する御質問ですが、東京都におけるスクールソーシャルワーカーは、国の補助事業に基づいて都も支援させていただきながら区市町村の取り組みを推進しているところでございます。スクールソーシャルワーカーの連絡協議の場というものを設定しながら質の向上を高めているところですが、現時点において計画であるとか、検討委員会を設けて東京都として独自に取り組んでいる状況はないということで御報告させていただきます。

次に、吉岡委員からございました、学校あるいは塾などについて何かしら支援する取り組みはないのかという御質問ですが、東京都では、国の補助事業を活用しながら地域未来塾という取り組みを進めています。学校の間を活用しながら地域の方、学生、OBの方等を活用しながら学習をしていただくという取り組みを進めているところです。補助事業ということで、各区市町村の取り組みにばらつきがございますが、今後東京都としてもこうした取り組みを進めていきたいと考えてございます。私からは、以上でございます。

○原田福祉保健局少子社会対策部家庭支援課課長代理 家庭支援課課長代理の原田です。私のほうからは、小野委員からいただきました学童クラブに関する質問についてお答えさせていただきます。

現認の指導員の資質向上の研修について、東京都が実施するかという御質問ですが、東京都につきましては平成27年度から放課後児童支援員の認定資格研修を実施しておりまして、ちょうど来年度、平成31年度で研修の対象となる方がおおむね1回受けられる。つまり、一巡するという形になってございます。

御指摘の資質向上研修につきましては、もう既に独自に実施している区市町村がございまして、東京都としてはこの認定資格研修が一巡する平成31年度以降の検討課題というふうに考えております。

もう一点御質問いただきました、国の巡回アドバイザーの配置についてでございますが、現在、国から情報収集しているところでございます。こちらは、実施主体が都道府県、もしくは区市町村という形になっておりまして、国が示している基準額から勘案して、基本的には基礎自治体である区市町村の実施を前提とした事業スキームではないかと考えておりますが、具体的には今、検討中ということでございます。

もう一つ、吉岡委員のほうから、大学で先生を目指している方に放課後児童支援員を紹介したらいいのではないかという御提案をいただきました。大変良い御提案だと思いますので、私どもとしても何らかの周知の方法について考えていきたいと思っております。

今、教育庁から学習支援、塾についての回答がありましたが、私どもも学習支援という観点では子供の居場所創設事業という事業を実施しております。こちらは、地域の居場所で、子供に対して学習支援、食事の提供、親に対する養育支援、これをセットで実施する区市町村を支援するという取り組みで、現在都内9カ所で実施しておりますので、

こういった取り組みを推進することで私どもは学習支援も含めて充実させていきたいと考えています。

- 玉岡福祉保健局少子社会対策部育成支援課長 育成支援課長の玉岡からは、篠原委員から御質問いただきました、先ほど資料5の目標4のところ、児童養護施設の関係については若干のデータがございますので御紹介させていただきます。

東京都では、平成29年2月に児童養護施設退所者の実態調査というものをやっております、高校卒業ですとか退学も含めまして、それを機に施設等を退所した方を対象に調査を行っているものがございます。この中には、児童養護施設だけではなくて自立援助ホームですとか養育家庭も含まれているものですが、退所後についての最初の仕事の状況を聞いたものがございまして、その調査を行った時点で仕事を現在も続けているという割合が42.9%、既にやめているという割合がその反対で57.1%というところがございます。特に既にやめていると答えた方のうち、1年未満でやめられた方が50.8%ということでございまして、やはりちょっと高い数字になるかと思えます。

同じ調査で雇用形態を聞いた項目もございまして、調査時点での雇用形態として正規雇用が45.2%、非正規雇用が46.8%となっておりますので、同時期に国で行われた15歳～24歳の一般の雇用者の正規の割合が70%というデータと比較してやはり低いというところがあります。

私ども東京都としては、そういうことも含めて、児童養護施設には自立支援コーディネーターという就職自立支援を見据えた職員を置いたり、就業支援を行います自立援助ホームにもジョブトレーナーというものを置きまして、人間関係ですとか、心身のストレスですとか、そういったところでなかなか困難な課題を抱えていらっしゃる退所者、あるいは入所者の方に向けて支援を行っているということでございます。以上でございます。

- 新倉福祉保健局少子社会対策部計画課長 最後に、計画課長の新倉でございます。

市東委員から、子供家庭支援センターの職員、あとは児童相談所職員の増員や育成のお話ございました。現在の取り組みを紹介させていただきますと、子供家庭支援センターの職員につきましては、その配置についてまず東京都で支援をしてその増員を促しているといった点がございます。

また、育成という面では、子供家庭支援センターの職員を対象とした研修を年間通じて行うほか、都の児童相談所におきまして子供家庭支援センターの職員を長期派遣受け入れということで、おおむね原則2年間派遣ということで受け入れて、そこでかなり濃密な研修というものをやっているところでございます。

一方、児童相談所の職員につきましては、先ほど増員の説明をさせていただきましたが、まだまだ不足している状況でございます。

ただ、やはりお話にもあったとおり育成が非常に重要でございます。増員する人数につきましては十分育成できる範囲ということで、増員を今後も図ってまいりたいと思

ます。

育成に当たっては、児童相談所では先ほど増員の中にもありましたが、専門課長の配置、これが全体の研修計画を含めた育成の中心的な役割を担う職員でございます。また、OBを採用して、特に新任職員の個別指導などを担っている職員も採用しております。

また、お話にあったスーパーバイザーですが、児童相談所では現在もスーパーバイザーは生きてございまして、児童福祉司5人に対して1人の配置となっております。主には専門課長もそうですが、児童福祉担当を統括する係長職の者、またはチーフ職の者がスーパーバイザーとして職員の育成に当たっているところでございます。

この育成の体制につきましても、今後増員とあわせてしっかり整えてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○柏女会長 ありがとうございます。

今のさまざまな御質問、あるいはその御意見も出てまいりました。これから部会をつくって、それぞれジャンルを決めて議論をしていくことになるかと思っておりますので、そのときの資料作成、あるいは議論に生かしていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。皆様方も貴重な御意見、御質問ありがとうございました。

それでは、今回提案された都の今後の進め方については大きな意見がございませんでしたので、都の原案どおり進めていくことにさせていただければと思います。

資料4-1を見ていただきますと、4月から計画策定評価推進部会をつくり、それを動かしながら随時、本会議に報告を上げ、本会議でも検討していくという形になっております。

そこで、その部会長を務めていただく松原部会長から、一言いただけたらと思います。

松原部会長、よろしくお願いいたします。

○松原副会長 今日の御議論を伺っていても非常に幅広ですし、中身もかなり掘り下げて検討しなければいけない課題がたくさんあるということを認識しました。

とはいえ、時間も限られておりますので、皆様方の御協力を得て内容の濃いもの、そして東京の子供、あるいは子育て家庭の状況をサポートできるような施策の改善につなげていく。そういったものをまとめていけるように頑張りたいと思いますので、ぜひ皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

○柏女会長 ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それから、委員の皆様方にも今日の御質問のお答えを聞いていただいた上で、次の計画策定に向けての御意見等々を、関係団体の代表の方は関係団体に意見を求めていただくというようなことも進めていただきながらやっていければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、最後に事務局から連絡があればお願いしたいと思います。

○園尾福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 本日も、各委員の皆様から貴重な御意見をいただきましてどうもありがとうございました。

今回は4月から5月頃に第14回計画策定推進部会を開催を予定してございます。具体的な日時につきましては、後日、事務局から日程調整の御連絡をさせていただきます。

なお、本日の資料についてですが、資料集のパイプファイル及び計画の冊子については机の上に置いたままにさせていただきますようお願いいたします。

また、本日の配付資料はたくさんございまして、お持ち帰りいただいて構いませんが、机の上に置いたままにいただければ後日郵送をさせていただきます。

事務局からは、以上でございます。

○柏女会長 特に委員の方から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、本日の会議はこれで終了とさせていただきます。皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後3時58分

閉 会